

保険たより

- 必 読 -

障害者自立支援法の施行と自立支援医療について

自己負担の軽減措置

平成18年4月1日より施行されることとなった自立支援医療の概要については、前号(H18.3.1号付録)に掲載したとおりですが、自己負担の上限額制について京都府、京都市とも独自に軽減措置が実施されることとなります。軽減にあたりましては3年間の暫定措置となりますのでご留意ください。

4 月度請求書 (3月診療分)

提出期限

基金 10日 (月)

午後5時まで

* 医保分点検 = 7日

国保 10日 (月)

午後5時まで

* 国保分点検 = 7日

労災 12日 (水)

午後5時まで

提出期限にかかわらず、

お早目にご提出ください。

1. 京都市の独自軽減措置

京都市の軽減策		所得階級区分		上限月額	
国	本市独自	国	本市独自	一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護	0円	0円	0円	0円
収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ	2,500円	2,500円	0円	0円
上記以外	上記以外	5,000円	5,000円	2,500円	2,500円
住民税非課税	住民税非課税	<軽度医療> 10,000円	<軽度医療> 10,000円	10,000円	2,500円
住民税課税	住民税課税	医療費後の負担上限 (72,500円+差額費1%) <軽度医療> 40,200円	医療費後の負担上限 (72,500円+差額費1%) <軽度医療> 40,200円	18,600円	5,000円
		市民税所得割2万円未満	市民税所得割2万円未満	37,200円	20,000円
		市民税所得割4万円未満	市民税所得割4万円以上	給付対象外	※ 20,000円
		市民税所得割20万円以上	市民税所得割20万円以上	給付対象外	※ 20,000円

※ 暫定措置(3年経過原直)

療養費和の暫定措置(3年間)として
独自の負担上限額を設定

重度障害のある方への配慮及び住民税課税措置として階層を細分化

自己負担の上限額等については、京都市会での決定に先立ち掲載しておりますので、変更が生じた場合は再度掲載いたします。

2. 京都府(京都市を除く市町村)の独自軽減措置

所得階層区分		上限月額		
		国	京都府	京都府
国	生活保護	一般	重度かつ継続	一般
市町村民税非課税	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	0円	0円	0円
	障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ	2,500円	1,250円	
	上記以外	5,000円	2,500円	
市町村民税課税	市町村民税所得税2万円未満	<育成医療> 市町村民税所得税2万円未満 10,000円	5,000円	10,000円
	市町村民税所得割4万円未満	医療保険の負担上限 (72,300円+医療費1%)	10,000円	18,600円
	市町村民税所得割20万円未満	<育成医療> 市町村民税所得税2万円以上 40,200円	10,000円	37,200円
	市町村民税所得割20万円以上	給付対象外	※20,000円	給付対象外

※暫定措置(3年後国見直し)

減額緩和の暫定措置(3年間)として独自に負担上限額を設

重症障害のある方への軽減及び市町村民税課税世帯の負担上限に対する緩和措置として階層を細分化

自己負担の上限額については、京都府議会での決定に先立ち掲載しておりますので、変更が生じた場合は再度掲載いたします。

3. 総合上限制度

在宅福祉サービスや補装具の給付(H18.10~)と併用して自立支援医療を受ける方については、総合上限制度により、それぞれの自己負担を合算して軽減する措置(原則償還払い)があります。詳細については、京都市では福祉事務所、京都府(京都市除く市町村)では各市町村の窓口でお問い合わせください。なお、自立支援医療についての担当窓口は前号(H18.3.1号付録)をご参照願います。

基金・国保の提出期限について

2006(平成18)年度前期の基金・国保の提出期限については、下表のとおりとなっておりますので、ご予定ください。

区 分		7 日	8 日	9 日	10 日
		金	土	日	月
平成18年4月	支払基金 国保連合会				
		日	月	火	水
5月	支払基金 国保連合会				
		水	木	金	土
6月	支払基金 国保連合会				
		金	土	日	月
7月	支払基金 国保連合会				
		月	火	水	木
8月	支払基金 国保連合会				
		木	金	土	日
9月	支払基金 国保連合会				

(注) 基金・国保とも は、点検日(基金 = 1階会議室・国保 = 6階会議室)
は、受け取りのみ。

基金・国保とも土・日は原則として受け取りのみ。

郵送等の場合も10日が提出期限(必着)となる。

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔三次市国保〕

保 険 者 番 号	340109	340109
記 号 番 号	70410147	05021084
氏 名	-	-
生 年 月 日	-	-
無 効 事 由	-	-
無 効 年 月 日	平 18. 2. 3	平 18. 2. 9

〔一関市国保〕

保 険 者 番 号	030098
記 号 番 号	1132-1177
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 17.12.13

〔廿日市市国保〕

保 険 者 番 号	340299 (旧 大野町)
記 号 番 号	00246891
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 2. 8

〔木城町国保〕

保 険 者 番 号	450700
記 号 番 号	⁵⁴³⁶ 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 2. 1

〔法務省共済組合神戸地方法務局支部〕

記 号 番 号	074 70003710
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 2. 4

〔国土交通省共済組合北海道開発局釧路開発建設部支部〕

記 号 番 号	4100 17-0439
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 2. 25